

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づき事務の範囲を定める規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づき事務の範囲を定める規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成30年3月28日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴い必要があるからである。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく
事務の範囲を定める規則の一部改正の概要

1 改正の概要・理由

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に係る規定の整理

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正

(平成 28 年 12 月 22 日公布・平成 29 年 4 月 1 日施行)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づき高等学校等就学支援金（市
町村立高等学校）の認定申請書等を受け付け、及び通知書等を交付する事務等につ
いて、豊橋市を移譲先とする別表中の項目追加

2 改正の内容

引用条項の項ずれに伴う規定の整理

「別表十二の項」を「別表十三の項」に改める。

3 施行期日

公布の日

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「別表十二の項（一）」を「別表十三の項（一）」に改め、同表二の項中「別表十二の項（二）」を「別表十三の項（二）」に改め、同表三の項中「別表十二の項（三）」を「別表十三の項（三）」に改め、同表四の項中「別表十二の項（四）」を「別表十三の項（四）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成十二年愛知県条例第十八号。以下「条例」という。）別表の上欄に掲げる人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるものは、別表の上欄に掲げる事務ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表

新

| | | | |
|--|--|---|-------------------------|
| <p>一 条例別表十三の項(一)に規定する職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第九條第五項の規定により扶養手当の支給に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p> | <p>二 条例別表十三の項(二)に規定する職員の給与に関する条例第九條の五第三項の規定により住居手当の支給に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p> | <p>三 条例別表十三の項(三)に規定する職員の給与に関する条例第十一條第八項の規定により通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p> | <p>四 条例別表十三の項(四)に規定</p> |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

別表

旧

| | | | |
|--|--|---|-------------------------|
| <p>一 条例別表十二の項(一)に規定する職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第九條第五項第九條第五項の規定により扶養手当の支給に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p> | <p>二 条例別表十二の項(二)に規定する職員の給与に関する条例第九條の五第三項の規定により住居手当の支給に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p> | <p>三 条例別表十二の項(三)に規定する職員の給与に関する条例第十一條第八項の規定により通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p> | <p>四 条例別表十二の項(四)に規定</p> |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

する職員の給与に関する条例第
十一条の二第四項の規定により
単身赴任手当の支給に関し必要
な事項を定める人事委員会規則
に基づき事務であつて、別に教育
委員会規則で定めるもの

する職員の給与に関する条例第十
一条の二第四項の規定により単身
赴任手当の支給に関し必要な事項
を定める人事委員会規則に基づき
事務であつて、別に教育委員会規
則で定めるもの